

小牧市景観条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観形成

第1節 景観計画（第6条—第10条）

第2節 景観計画に係る行為の規制等（第11条—第17条）

第3節 景観重要建造物等（第18条—第21条）

第4節 景観重点地区（第22条）

第3章 景観団体（第23条・第24条）

第4章 表彰及び助成等（第25条—第27条）

第5章 景観審議会（第28条—第30条）

第6章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）に関し必要な事項を定めることにより、小牧市を魅力ある美しいまちとすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のもので規則で定めるものをいう。
- (3) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見及び要望が十分に反映されるよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、景観形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

（財産権の尊重等）

第5条 この条例の運用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 景観形成

第1節 景観計画

（景観計画の策定等）

第6条 市は、景観形成を図るため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条第8項において準用する同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、第28条に規定する小牧市景観審議会（同条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

（先導的役割）

第7条 市長その他の市の機関は、道路、公園その他の公共施設の設置及び整備を行う場合には、景観形成に先導的役割を果たすよう努めるとともに、景観形成に関する施策を積極的に推進しなければならない。

（国等に対する要請）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、景観形成について協力を要請するものとする。

（市民意識の高揚等）

第9条 市長は、景観形成に関して市民の意識を高め、又は知識の普及を図るため必要な施策を実施するものとする。

（団体の育成）

第10条 市長は、それぞれの地域において景観形成に関する活動を行うことを目的として組織する団体の育成に努めなければならない。

第2節 景観計画に係る行為の規制等

（景観計画への適合）

第11条 景観計画の区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為又は同条第2項の規定による変更をしようとする者は、当該行為を景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合させなければならない。

（届出を要する行為）

第12条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち、第22条第1項に規定する景観重点地区（以下「景観重点地区」という。）におけるものとする。

（1）機械設備の設置

（2）木竹の伐採又は植栽

（助言及び指導）

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者に対し、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合するよう必要な助言又は指導をすることができる。

（行為完了の届出等）

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 法第16条第5項後段の規定による通知をした国の機関又は地方公共団体は、当該通知に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に通知しなければならない。

（勧告又は命令）

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

（届出を要しない行為）

第16条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）別表第1景観計画に定める地域の欄に掲げる地域に応じ、同表建築物の規模等の欄に掲げる規模等の建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。）

（2）別表第2景観計画に定める地域の欄に掲げる地域に応じ、同表工作

物の規模等の欄に掲げる規模等の工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。）

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為のうち、開発区域面積が3,000平方メートル未満のもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為

（特定届出対象行為）

第17条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為のうち、景観重点地区におけるものとする。

第3節 景観重要建造物等

（景観重要建造物の指定等）

第18条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

（景観重要建造物の管理方法の基準）

第19条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないように行うこと。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保全のため必要な措置を講ずること。

（景観重要樹木の指定等）

第20条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

- 3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。
- 4 前項において準用する第1項の規定は、法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったとき又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときにおける景観重要樹木の指定の解除については、適用しない。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

第21条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 剪定、下草刈りその他の必要な管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の保全のため必要な措置を講ずること。

第4節 景観重点地区

(景観重点地区の指定等)

第22条 市長は、景観計画の区域内において、景観重点地区を指定することができる。

- 2 景観重点地区は、優先的かつ計画的に景観形成を推進すべき地区とする。
- 3 市長は、景観重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会並びに当該地区の住民及び利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、景観重点地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、景観重点地区の変更について準用する。

第3章 景観団体

(景観団体の認定)

第23条 市長は、一定の地域における景観形成を図ることを目的として組織された団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観団体として認定することができる。

- (1) 地域における景観形成に有効と認められる活動を行うものであること。
- (2) 地域の多数の住民に支持されていると認められる活動を行うものであること。
- (3) 関係者の所有権その他の財産権を不当に制限する活動を行わないこと。

と。

(4) 規則で定める事項を規定する規約を定めていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に対し認定の申請をしなければならない。

(景観団体の認定の取消し)

第24条 市長は、前条第1項の規定による認定を受けた景観団体が同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第4章 表彰及び助成等

(表彰)

第25条 市長は、景観形成に特に寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件について、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

2 市長は、景観形成に関する活動を推進し、その景観形成に特に貢献しているものを表彰することができる。

(景観団体に係る助成等)

第26条 市長は、第23条第1項の規定により認定した景観団体に対して技術的援助を行い、又はその活動若しくは運営に要する経費の一部を助成することができる。

(その他の助成等)

第27条 市長は、前条に規定するもののほか、景観形成に寄与すると認められる行為をしようとするものに対し、技術的援助又はその行為に要する経費の一部の助成を行うことができる。

第5章 景観審議会

(審議会の設置)

第28条 市長の諮問に応じ、景観に関する事項を調査審議させるため、小牧市景観審議会を置く。

(審議会の組織)

第29条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民の代表者

(3) 市議会の議員

(4) 市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第30条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第6章 雑則

(規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2章第2節の規定は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に着手する行為について適用する。

(小牧市都市景観条例の廃止)

2 小牧市都市景観条例(平成13年小牧市条例第15号)は、廃止する。

(経過措置)

3 附則第1項ただし書に掲げる規定の施行の日前に着手する行為については、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為とみなす。

(小牧市都市景観条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の小牧市都市景観条例(以下「都市景観条例」という。)第10条第1項の規定により指定されている都市景観形成重点区域は第22条第1項の規定により指定された景観重点地区と、都市景観条例第19条第1項の規定により認定されている都市景観団体は第23条第1項の規定により認定された景観団体とみなす。

5 附則第1項ただし書に掲げる規定の施行の日前に着手する行為(広告物又は広告物を掲出する物件に係る行為を除く。)に係る都市景観条例

第2章第2節及び第3節の規定による届出等については、なお従前の例による。

- 6 広告物又は広告物を掲出する物件に係る行為に係る都市景観条例第2章第2節及び第3節の規定による届出等については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 7 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表都市景観審議会委員の項中「都市景観審議会委員」を「景観審議会委員」に改める。

別表第1（第16条関係）

景観計画に定める地域	建築物の規模等
住宅地区 田園地区 東部丘陵地区	(1) 高さが15メートル以下又は建築面積が1,000平方メートル以下の建築物 (2) 工事用の現場事務所、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの
工業地区	(1) 高さが20メートル以下又は建築面積が2,000平方メートル以下の建築物 (2) 工事用の現場事務所、材料置場その他これらに類する建築物で仮設のもの

別表第2（第16条関係）

景観計画に定める地域	工作物の規模等
住宅地区 田園地区 東部丘陵地区	(1) 高さが15メートル以下（建築物と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートル以下で、かつ、当該建築物の高さとの合計が15メートル以下）又は設置される敷地の面積が1,000平方メートル以下の工作物 (2) 仮設の工作物 (3) 地下に設ける工作物
工業地区	(1) 高さが20メートル以下（建築物と一体

となって設置される場合にあっては、その
高さが10メートル以下で、かつ、当該建
築物の高さとの合計が20メートル以下)
又は設置される敷地の面積が2,000平
方メートル以下の工作物

(2) 仮設の工作物

(3) 地下に設ける工作物